

○農林水産省令第四十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月八日

農林水産大臣 金子原二郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後

（輸入場所の指定）

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、
第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号
に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に
掲げる飛行場については、植物を携帯して
輸入する場合に限る。

改 正 前

（輸入場所の指定）

第六条 法第六条第三項の港及び飛行場は、
第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号
に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に
掲げる飛行場については、植物を携帯して
輸入する場合に限る。

一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧
路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館
港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、
青森港、八戸港、久慈港、宮古港、金石
港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋
田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小
名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、
木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、
姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏
木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦
賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御
前崎港、三河港、舞鶴港、阪南港、阪神港、
日市港、津港、舞鶴港、和歌山下津港、
姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、
鳥取港、境港、三隅港、浜田港、宇野港、
水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、
呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下
松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、
関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、
坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今
治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、
須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津
港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田
勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、
熊本港、中津港、大分港、佐伯港、細島

一 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧
路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館
港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、
青森港、八戸港、久慈港、宮古港、金石
港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋
田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小
名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、
木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、
姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏
木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦
賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御
前崎港、三河港、舞鶴港、阪南港、阪神港、
日市港、津港、舞鶴港、和歌山下津港、
姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、
鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、
福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広
島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三
田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、
徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、
高松港、宇和島港、松山港、今治港、新
居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、
博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万
里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳
原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、
中津港、大分港、佐伯港、細島港、油津

港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内
港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平
良港、石垣港

港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ
津港、金武中城港、那覇港、平良港、石
垣港

附 則

この省令は、公布の日から施行する。